

別記様式第3号（第6条関係）

入札心得

（総則）

第1条 倶知安町の発注に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

（入札保証金等）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではありません。

（入札等）

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、契約条項及び現場等を熟覧のうえ入札しなければなりません。この場合において、仕様書、図面、契約条項等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

- 2 入札書は、入札者の氏名を表記して入札箱に投入しなければなりません。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、当該入札の執行前にその委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。
- 4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

（入札の辞退）

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限り、）してください。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札を辞退する旨を入札を執行する者に伝えてください。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(入札書の書替え等の禁止)

第7条 入札参加者は又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできません。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 同一入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 同一事項において代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し不正の行為があった者のした入札

(開札)

第9条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに、入札参加者又はその代理人の面前で行います。

(再度入札)

第10条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者で再度入札を行いますが、再度入札の執行回数は、1回とします。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格で入札した者を落札者とします。

ただし、最低制限価格を設定した場合には、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札保証金の返還)

第12条 第11条の規定により落札者が決定した場合は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に入札保証金を返還します。

2 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金すべて返還します。

(契約保証金等)

第13条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しなければなりません。

ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

2 契約保証金の納付を免除された理由が履行保証保険契約及び工事履行保証契約を締結したことによるものであるときは、証券等を契約担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金の振替)

第14条 落札者に返還すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができます。

(契約の締結)

第15条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、発注者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内に発注者に提出しなければなりません。

ただし、書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失います。

(入札保証金の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提出した担保は、町に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が、契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の 100分の 5に相当する額の違約金を町に納付しなければなりません。

（異議の申立て）

第 17 条 入札した者は、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

（その他）

第 18 条 入札参加者又はその代理人は、会社名、氏名等を記入したネームプレートを付けて入札に参加して下さい。